

平成 18 年 3 月 20 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

年金数理人
佐野 邦明

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に関する意見

平成 18 年 3 月 16 日に公開・コメントの募集が行なわれた、実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、意見を提出させていただきます。

今後の貴委員会での議論の参考にしていただければ幸いです。

なお、簡潔に記述したため、強い表現となっている箇所もあるかと思いますがご容赦いただきますようお願い申し上げます。

次ページ以降に具体的な意見を記述いたします。

はじめに

実務対応報告公開草案における厚生年金基金の代行部分に関する退職給付会計上の取り扱いについて意見を述べる。公開草案の内容は、今回の厚生年金保険法改正により実現した「代行部分に関する財政の中立化」の趣旨を十分に反映していないと考えられる。

代行部分に関する財政の中立化により、厚生年金基金実施企業において代行部分を保有することに起因する追加的負担が発生せず、代行部分を保有していない確定給付企業年金と同等な企業負担となることとなった。

改正内容のポイントは、以下の通りである。

- ① 最低責任準備金のコロガシ方式による算定方法を恒久措置としたこと。
- ② 代行部分の給付に支障が生ずる懸念がある場合に給付現価交付金を厚生年金基金に交付する措置を導入したこと。(給付現価交付金は最低責任準備金に加算される)

この措置によって厚生年金基金実施企業は、代行部分の給付を行なうに際して、最低責任準備金を上回る負担を負う可能性が無くなった。

年金財政運営では、代行部分の債務は最低責任準備金を計上し、代行部分以外の債務は、従来と同様の予測給付方式に基づく数理債務を計上することとなった。

即ち、企業の負担を適正に評価するためには、厚生年金基金という一つの制度について、二通りの債務評価を行い、企業の資金負担に即した財政上の評価を行うということである。

従って、代行部分に関しても、従来と同様に退職給付債務(PBO)を基準とした債務評価を行なうことは、企業の資金負担の実態と著しく乖離するということとなり、市場・投資家に誤解を与えるということになる。

なお、現在は低金利下であるため、「 $PBO > \text{最低責任準備金}$ 」の関係となっているが、金利上昇に転じた場合には、PBOは割引率の上昇により低下するが最低責任準備金は厚生年金本体の運用利回り実績により付利される(金利水準は直接影響しない)ため、「 $PBO < \text{最低責任準備金}$ 」となる可能性が高い。

「 $PBO < \text{最低責任準備金}$ 」となる場合、代行部分の給付に必要な最低責任準備金よりも少額を、会計上は引当てることとなるが、企業負担の観点から考えた場合、適切とは考えられない。

さらに、最低責任準備金・免除保険料・給付現価交付金の資金性格を考えてみる。

最低責任準備金のコロガシ計算では、免除保険料・給付現価交付金等を加算し、代行給付相当額等を減算する。また、最低責任準備金の利息は、厚生年金本体の運用利回りで付利する。

この法令上の定めからは次の点が結論として導かれる。

- ③ 厚生年金基金の代行部分の給付は、免除保険料・給付現価交付金・最低責任準備金およびその利息を財源として賄われる。
- ④ 給付現価交付金は、厚生年金基金にとって単に収入項目として見ることも可能ではあるが、実際には代行部分の給付を賄うための資金として交付されるものであり、使途が限定された預かり金（または借入金）のような資金性格を持っている。

上記の④の性格を持つことは、代行返上時または基金解散時に、給付現価交付金を含め最低責任準備金を返還する義務が厚生年金基金に課せられることから明白である。

このような資金性格を持つ給付現価交付金を、単に収入項目として会計処理することは、法令の表面的な部分にとらわれ、法令の趣旨を深く考察した処理ではなく、再考すべきであると考ええる。

また、公開草案では「当面の取り扱い」との位置づけであるが、今回の法改正は「代行部分に係る企業の負担が大きく変化」するものであり、抜本的な変更である。

つまり、代行部分の給付は厚生年金基金が行なうが、その財源に関しては、一定の条件の下で国との財政調整が行なわれることとなったため、代行部分以外の給付（＝企業の勤務に応じて財源調達も含めて責任を負っている給付）とは異なり、代行部分の給付は企業独自の退職給付とは言えない性質を持つに至った。

これは、現在の退職給付会計で想定していない給付であり会計上の新たな整理が必要であると考ええる。

従って、「当面の取り扱い」ではなく根本的な変革が必要である。

以下で具体的な指摘を行なう。

1. 現行の退職給付会計基準に即した方法とすることについて

➤ 給付債務を基にした費用計算は見直すべきである。

- ・ 現行の会計基準が、給付の見込みを基に債務評価を行い、発生主義に基づき費用計上を行っているのは、給付の見込み＝労働の対価としての企業の支払額（年金資産がある場合には、給付の見込み＝企業の支払掛金額＋運用収益）であることが前提となっている。法改正前は、国からの交付金という概念はなく代行部分についても同様の整理であった。
- ・ 法改正後の代行部分においては、法定された最低責任準備金を超える部分は国からの交付金で賄われることとされた。これにより、基金からの給付を企業の負担（厚生年金保険料の一部である免除保険料と厚生年金本体と同率の運用利息）と国の負担で賄うということになり、給付の見込み≠企業の支払額になった。
- ・ このように前提条件が大きく異なる中、従来通り、給付額を基にした債務評価を行い、費用計算を行う方法を継続することは、適正な期間費用の計算とはいえないと考えられる。

- 代行部分を退職給付会計の対象外（または、最低責任準備金を代行部分の債務）とし、交付金が企業の損益に反映しない仕組みとするべきである。
 - ・ 前書きで指摘したとおり、代行部分については、企業独自の退職給付債務とは言えない性格を持っており、退職給付会計の対象外とする取扱いも合理的である。この場合、年金資産のうち、最低責任準備金相当額を控除することにより、交付金の発生の有無に係わらず、債務と資産の差額が発生せず費用に影響を与えない。
 - ・ 債務を計上する場合は、代行部分に係る企業の実際の負担額である最低責任準備金を計上することが合理的である。その場合、交付金が交付の都度、債務が当該交付額分増加する。また、年金資産も同額増加するため、債務と資産の差額が発生せず費用に影響を与えない。
2. Q2「交付金の会計処理」について
- 交付金が交付の都度、企業の損益に反映すべきではない。
 - ・ 公開草案では、まず従来通り費用計算を行った上で、交付金が交付された都度、年金資産の増加として費用の減額処理を行うこととされている。この処理においては、交付金が交付されない場合に従来通りの費用額、最低責任準備金が減少し交付金が多額に交付される年度には、費用が大幅に減少する（マイナスとなるケースも考えられる）。退職給付債務を従来通りPBOとした場合、これと関連しない交付金の多寡により、期間損益が大きく変動する可能性がある。
 - ・ この期間損益の変動は、年金資産の運用収益等の当期に発生した事象に起因したのではなく、当期以前の事象に起因したものであり、法改正時点で予め想定可能なものである。また、交付金の交付は、企業年金の給付目的とする厚生年金基金に対して行われ、企業の資金負担を減少させるものではないため、期間費用の減額として企業の便益に反映される仕組みとすることは適正でない。
3. 注記
- 最低責任準備金の注記について
 - ・ 公開草案の内容は上記の指摘のとおり適切ではないと考えるが、仮に公開草案が実際の実務に反映される内容となった場合には、重要性の原則に則って、代行部分の退職給付債務（PBO）と最低責任準備金の開示を勧奨することが望ましい。
 - ・ 多くの厚生年金基金において、退職給付債務（PBO）と最低責任準備金の金額は大きく乖離していることが予想されるため、注記を行なわない場合は、企業の負担の実態を財務諸表の利用者が把握できなくなる可能性が高く、開示することが望ましい。
 - ・ なお、実務指針において代行返上の会計処理として注記が強制されている。これに沿って、実務は進められており、実務上は決算時に注記を行うことに問題はない。

以上